指 名 停 止 業 者

商　　号	所　　在　　地	指 名 停 止 期 間	指 名 停 止 理 由
株式会社大京穴吹建設	高松市藤塚町1－11－22	R8．10．20から R9．4．19まで （6か月）	株式会社大京穴吹建設は、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年9月28日、公正取引委員会から同法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、高松市指名停止等措置要綱別表措置要件第13号イ（独占禁止法違反／県外）に該当する。